

ファンクラブ会員規約

【会員規約】第1条

1. この規約は、株式会社わかき生活（以下「当社」といいます）が運営する球団（以下「本球団」といいます）のファンクラブ（以下「本会」といいます）に関して、第6条に定める会員（以下「会員」といいます）に対して適用される規約（以下「本規約」といいます）とします。

【本規約の範囲】第2条

1. 当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の方法により当社が提示する諸規定（以下「諸規定」といいます）も、本規約の一部を構成するものとします。なお、本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、当該諸規定の定めが優先して適用されます。

【本規約の内容及びサービス】第3条

1. 当社は、本規約及び本会が会員に提供するサービス（各種の特典を含みます。以下「サービス」といいます）の内容を会員の事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ了承するものとします。
2. 当社は、前項に定める事由により会員に何らかの不利益が発生したとしても、それについて補償せず、一切の責任を負いません。
3. 会員にサービスを送付する場合は、会員の登録住所に対してのみ行われます。登録以外の住所への送付、会員本人以外への送付、または私書箱への送付はできません。
4. 会員は、当社に責任がある場合を除き、サービスの返品または交換をすることはできません。

【事故等】第4条

前条第3項について、その配送中または提供後に遅延、紛失、盗難、損害、破損等の事故が生じた場合は、当該事故が当社の責任による場合を除き、当社は一切の責任を負わず、サービスの再送付も行いません。

【会員への通知方法】第5条

本規約及び本会の事項に関する当社から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、郵便、電話により案内した時点からその効力を生じるものとします。

【会員】第6条

1. 会員とは、入会申込時において本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込みを行い、当社が入会を認めた方とします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において満18歳未満の場合は、入会申込みに関し保護者の同意が必要となります。
2. 会員は、入会申込みの時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。

【入会の承認および取消】第7条

当社は、前条の入会申込者が次の各号に該当する場合を除いて、原則としてその申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号に該当していることが判明した場合、当社は、当該会員の申込みを取消することができるものとします。

1. 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
2. 入会申込者が実在しない場合
3. 入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団員による不当行為の防止に関する法律（平成3年5月15日 法律第77号）第2条の暴力団、又はこれに類する反社会的団体（以下「暴力団等」といいます）に所属する者（以下「暴力団員等」といいます）
 - (2) 暴力団員等でなくなった時から5年経過しない者
 - (3) 暴力団等および暴力団員等と組織上、又は業務上の関係を有し、もしくは当該関係を有する団体に所属する者（4）暴力団員等に対し、資金その他の便益を提供し、又は社会的に相当と認められない密接な関係を有する者と当会が認める場合
 - (4) 前3号に準じるものであると当社が認める場合
 1. 入会申込時において、18歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合
 2. 入会申込をした時点で利用料金の支払いを怠っている場合、又は過去に利用料金の支払いを怠ったことがある場合
 3. 本規約に違反した場合
 4. その他、会員として不適切であると当社が認める場合

【有効期限】第8条

会員の有するサービス授受の有効期限は、下記のとおりとします。
入会日から2016年3月末日まで。但し、左記期間中に入会または継続の手続きを行われた方の有効期間は、会員証到着日より2015年3月末日までとします。

【更新】第9条

1. 会員は、前条の有効期間満了日または当社が別途指定する日までに更新手続（当社が会員に対し送付する資料にその方法を記載します。）を行うことにより、前条の有効期間を更新することができます。
2. 本条により会員資格の更新となった会員は、次年度以降の会員規約その他各サービスの利用規約を承諾したものとみなされます。

【会員証】第10条

1. 当社が本規約第6条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、会員証を発行し、これを会員に提供します。
2. 会員証は、その裏面に会員の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、会員は、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとします。提示がない場合、サービスを受けることができません。
3. 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに「本球団事務局」宛てに連絡するものとします。
4. 前項の会員証の紛失、盗難に伴い会員が希望する場合には、所定の郵送代金を会員に負担いただくことにより当社は会員証を再発行致します。
5. 再発行後は、以前より所有の会員証番号は無効となります。

【譲渡等の禁止】第11条

会員は、会員証及び本規約に基づく本会の会員としての地位を第三者（配偶者・両親・兄弟・姉妹・親族・友人・知人を含む。以下「第三者」という）に対しても、譲渡、貸与、売買、使用許諾、名義変更、担保に供与することはできないものとします。

【会員情報の変更】第12条

1. 会員は、本規約第7条の入会申込時に当社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更が生じたときは、速やかにその内容を本球団事務局宛に届け出るものとします。
2. 会員は、その住所の変更の際に郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所の変更手続に細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより送付物の発送に関する費用が増加した場合、当該増加費用をすべて負担するものとします。
3. 入会申込時の届出内容及び本条第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
4. 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止します。

【退会】第13条

1. 会員は、当社所定の手続を行うことにより本会を退会することができます。
2. 会員が退会手続を行ったときは、手続完了の時点から本会に基づく会員としての諸権利を失うものとします。
3. 会員資格は、一身専属のものとし、当社は、会員の死亡を知り得た時点をもって、当該会員から前項の手続きがあったものとして取り扱います。
4. 当社は、本会及び本サービスの利用に関し、会員が本規約に違反した場合、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行い、第2項の退会手続があったものとして取り扱います。
5. 当社は、前4項の場合、当社は、退会手続を行った会員及びその相続人に対し、当該入会時の年会費および退会手続以前に会員が申込み、当社がサービスを提供し当該対価を受領している金員（以下「年会費等」という）については、係る一切の返金は行わないものとします。

【自己責任の原則】第14条

1. 会員は、サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
2. サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員は、他者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、本会及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

【営業活動の禁止】第15条

会員は、本会及びサービスを利用して営利又は宗教等の特別な目的を有する行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

【その他の禁止事項】第16条

当社は会員が次の行為を行うことを禁止します。

1. 本会及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
2. 第三者になりすまして本会に入会する行為
3. 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
4. 特典等を第三者に販売する行為
5. 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
6. 当社又は第三者に不利益を与える行為
7. 本会の運営を妨げるような行為
8. 申込書・申請書などの提出書類等において、虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為
9. 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為
10. 前各号の行為を第三者に行わせる行為

【年会費等の諸費用】第18条

1. 各会員資格の申込みに関する諸費用は、下記のとおりとします。
 - ① 通常会員の場合
年会費 金 200 円（税込）
 - ② プレミアム会員の場合
年会費 金 3,200 円（税込）
2. 年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
3. 当社は、原則として年会費等を会員に対して返金しないものとします。
4. 本条第1項の年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担とします。
5. 会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は送付物の郵便に必要な費用を別途負担するものとします。

【本会の終了】第19条

1. 当社は、1ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

【免責】第20条

当社は、会員の本会およびサービスの利用により会員又は第三者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

【会員情報の利用目的】第21条

1. 会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び電子メールアドレス等の個人情報（以下「会員の個人情報」という）に関し、当社は、より良いサービスを提供するため必要な範囲で会員の個人情報をお聞きすることがあります。その際の利用目的は、次の各号のとおりとします。
 - ① 本会における特典等、サービスを送付する場合
 - ② サービス等、本会に関するお知らせを会員宛に電子メール、郵便、電話等により本会または本会の業務委託先から通知する場合
 - ③ 会員にとって有益であると当社が判断する情報を会員宛に電子メール、郵便等により当社及び当社の業務委託先から通知する場合

【準拠法】第22条

1. 本規約の成立、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

【専属的合意管轄裁判所】第23条

1. 当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、京都地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

【附則】第24条

1. 2015年2月1日 制定。
2. 本規約は2015年2月1日より適用します。